

2020年3月10日

報道関係者各位
プレスリリース

新型コロナウイルス流行の非常事態下でも
子どもたちの学びを保障するため
著作物を適正に活用できる環境整備を、
関連諸機関に働きかけています

日本教育工学会（会長：鈴木克明）と一般社団法人教育システム情報学会（会長：柏原昭博）（以下、これらを総称して両学会と呼びます）は、今般の新型コロナウイルス（COVID-19）の流行に伴いオンライン教育の社会的要請が高まる中で、児童・生徒・学生が安心して円滑に学習・学修できるようにするため、関係諸機関に、オンライン教育において先生方や児童・生徒・学生が円滑に著作物の適正な活用を行えるようにする環境整備を加速するように働きかけます。また、両学会は協力して、オンライン教育における著作物の適正な利用に関して啓蒙活動を行い、誰にとっても安全・安心なオンライン教育環境を実現していきます。

<オンライン教育が推進される中で、適正な著作物の活用が難しい現状があります>

新型コロナウイルスの流行対策にともなって、オンライン教育に対する社会的要請が高まっております。全国的な学校の休業が行われる中で、経済産業省「未来の教室」プロジェクトでは、プロジェクト参加企業を中心に社会貢献としてEdTechサービスの一定期間無料開放なども進んでおります。

こうした情勢の中で、新型コロナウイルスの流行が収束しない限り、この3月にとどまらず4月以降も、対面での教育機会に制約がかかる恐れがあり、教育現場は準備が必要です。そこでオンライン教育により、児童・生徒・学生に学習・学修する機会を提供する取り組みが推進される可能性があります。しかし、オンライン教育における著作物の取り扱いについて、次のようなことが懸念されます。

- 現在の著作権法の枠組みでは、授業の過程における著作物の印刷物としての複製（プリントとして複写するなど）や、児童・生徒・学生が出席している教室等で行われている授業を別の場所に同時中継する遠隔授業の実施の最中に、第三者の著作物を一部複製したり、公衆送信したりして利用することは、著作権者に許諾を得ることなく、できるようになっています。
- 今後、遠隔会議サービス、Classi-iやGoogle Classroomのようなオンライン学習管理システムの普及や一時無償化にともない、オンライン教育を通して授業や教材等を配信する取り組みが広がる可能性があります。
- しかし、先生の目の前に一人も生徒がいない状況での遠隔授業やオンデマンド授業等において第三者の著作物を利用することは、現在の著作権法の枠組みでは、著作権者の許諾なしに行うことはできません。また、学習管理システムを介して、授業

時間外の学習・学修のために、先生の手元にある問題集のような第三者の著作物を利用して制作された教材プリントや練習問題等の配布を行うこともできません。

このような取り組みを実行できるようにするため、2018年に著作権法の改正が行われ、「授業目的公衆送信補償金」を納付することで、オンライン教育で著作物を利用できるようにする制度ができました。しかし、まだ補償金の額も決まっていないため、施行に至っていない現状があります。最長で2021年5月25日まで待たなければなりません。

今般のような事態においては、児童・生徒・学生の学びを止めることなく、むしろ効果的に推進するためには、オンライン教育は有効な手段です。しかし現状では、先生も児童・生徒・学生も、様々な著作物を利用して十全な教育・学習・学修を行うことができない、あるいは意図せず適正でない方法で教育・学習・学修することになりかねない状況があります。

<子どもたちの学びを止めないために、オンライン教育を円滑・安全・安心に行える環境整備を加速していきます>

そこで、オンライン教育に関して研究と教育実践を進めている両学会は協力して、関連諸機関に次のような働きかけを行うことにしました。具体的には、4月以降の学業に差し支えないように、3月末までをめどに、適正かつ適法に著作物を授業およびそれに付随する学校・大学教育活動に利用することができるようにするため、以下のような働きかけを行っています。

1. 本件に関する調整機関である一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下、SARTRAS）に対して、新型コロナウイルスの流行対策期間中の暫定的な対応を前提に、教育関係者および著作権等関係者との調整を進めていただき、教育目的に限った著作物の利用について、オンライン教育においてこの期間中は特段の許諾手続きなくお認めいただけるように、格段の配慮をお願いしているところです。これにあたり、新型コロナウイルスの流行対策期間中に限り、学校・大学等の先生方が安全・安心かつ円滑に利用できるようにするために、具体的なガイドラインを示していただけるようお願いしております。
2. また、SARTRASへのお願いと並行して、補償金制度に関わる政令の早期施行ができるように、引き続き文化庁等の関連諸機関へも働きかけを進めてまいります。

なお、現時点においては、文化庁から著作権等管理事業者及び関係団体に対して、時下の情勢を鑑み、教育機関における円滑な著作物利用のための配慮願いが出されており、著作権等管理事業者及び関係団体からは教育目的に限った著作物の利用について可能な限りの協力をいただけるというご配慮を示していただいています。両学会としては、学校・大学等の先生方には、さらに安全・安心に著作物の利用をしていただくために、上記のお願いをしているところです。先生方におかれましては、しばらくの間、現行の著作権法の枠組みに則って、著作物を利用するようにお願いします。なお、両学会は著作権等管理事業者及び関係団

体に対して、著作物の公衆送信に関する具体的なガイドラインの提示を求めています。

また、両学会としては、SARTRASにご協力いただきつつ、オンライン教育を通して、子どもたちの学びを止めない教育環境を円滑に実現する上で、ウェブ等のメディアを介して、学校・大学等の先生方や、児童・生徒・学生向けに、新たな著作権の枠組みに関してわかりやすく啓蒙する活動を推進していきます。これにより、オンライン教育を推進する上で重要な知識を生み出す著作者や権利団体の権利を守ることを意識して、誰にとっても安全・安心なオンライン教育環境を実現していきます。

〈本件に関するメディアの皆様からのお問い合わせ先〉

日本教育工学会 事務局

E-mail: office@jset.gr.jp

一般社団法人教育システム情報学会 事務局

TEL:03-6824-9376/FAX:03-5227-8631

E-mail: secretariat@jsise.org

※お問い合わせは、電子メールでいただいた方がスムーズに回答できます。